

報告

【 市長報告 】

それでは、ただいま上程となりました報告 2 件につきまして、ご説明申し上げます。

報告第 1 号及び報告第 2 号の専決処分の報告につきましては、議決により委任を受け、市長が専決処分することができる事項として指定されている金銭債権に係る訴えの提起に関し専決処分したもので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、それぞれ報告するものでございます。

よろしくご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

注) 上記の市長報告は、実際の発言と異なる場合がありますので御了承願います。
(会議録が正式な発言記録となります。)